［注１～33　略］

34　次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

⑴　2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の無線設備

［⑵～⑹　略］

35　次に掲げる送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。また、一の単位チャネルを使用するものは、注34⑹によることができる。）の無線設備　20（$10^{-6}$）

⑵　2.4GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の無線設備　50（$10^{-6}$）

⑶　5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の無線設備　20（$10^{-6}$）

［36～57　略］

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第７　略］

第８　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１～３　略］

［第９～第78　略］

**別表第三号**（第７条関係）

［１～23　略］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）又は2.4GHz帯若しくは5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|
| 710MHz以下 | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB（１mWを０dBとする。以下この表及び⑵から⑹までの表において同じ。）以下の値 |

［注１～33　同左］

34　［同左］

⑴　2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備

［⑵～⑹　同左］

35　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。また、一の単位チャネルを使用するものは、注34⑹によることができる。）の無線設備　20（$10^{-6}$）

［36～57　同左］

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第７　同左］

第８　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は1,215MHzを超え1,260MHz以下若しくは2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１～３　同左］

［第９～第78　同左］

**別表第三号**（第７条関係）

［１～23　略］

24　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

| 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|
| ［同左］ | 任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB（１mWを０dBとする。以下この表並びに⑵及び⑶の表において同じ。）以下の値 |